



平成 27 年 9 月 18 日

各 位

上場会社名 株式会社ロイヤルホテル
代 表 者 代表取締役社長 川崎 亨
(コード番号 9713 東証第2部)
問合せ先 財務チーム長 坊傳康真
(TEL 06-6448-1121)

当社の子会社における訴訟判決に伴う特別損失の計上に関するお知らせ

平成 27 年 9 月 9 日付にて東京高等裁判所より判決を受けました賃料減額確認請求訴訟に関し、以下のとおり当社グループが所有する「リーガロイヤルホテル東京」の事業用資産について減損損失を計上する見込みとなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 事実の概要及び経緯

本訴訟は、平成 22 年 8 月 10 日付で、当社の子会社である株式会社アール・ピー・ビルディングが賃借している「リーガロイヤルホテル東京」に関し、賃貸人である住友信託銀行株式会社（現・三井住友信託銀行株式会社）に対して、平成 21 年 3 月分以降の賃借料につき借地借家法第 32 条に基づく賃料減額確認請求訴訟を提起したものです。

平成 27 年 1 月 26 日付で、東京地方裁判所より、当社の子会社の請求を棄却し、平成 26 年 1 月 16 日までの賃料差額相当額 11 億 2,677 万 4,656 円、平成 26 年 1 月 16 日までの相当額に係る遅延損害金 3 億 5,206 万 9,482 円及び平成 26 年 1 月 17 日以降における賃料差額相当額を完済するまでの遅延損害金を支払え等の判決が言い渡されました。当社及び当社の子会社は当該判決の内容及びその理由を不服とし、平成 27 年 2 月 4 日付で当社の子会社が東京高等裁判所に控訴しておりましたが、平成 27 年 9 月 9 日付で、東京高等裁判所より、当社の子会社の請求を棄却する等の判決が言い渡されました。

これにより、当社グループが所有する「リーガロイヤルホテル東京」の事業用資産について、今後の業績見通し等を勘案し当該事業用資産の回収可能性を検討した結果、減損損失を特別損失に計上する予定です。

なお、当社及び当社の子会社としては、判決内容を踏まえ検討した結果、同判決を受け入れ、上告・上告受理申立は行わないことといたしました。

2. 減損損失の概要

上記記載のとおり、当第 2 四半期において、東京高等裁判所の判決が言い渡されましたことにより、当社グループが所有する「リーガロイヤルホテル東京」の事業用資産について、今後の業績見通しを勘案し当該事業用資産の回収可能性を検討した結果、連結決算では減損損失約 1,814 百万円を特別損失に計上する見込みであります。

個別決算におきましても、連結決算と同様の結果、減損損失約 216 百万円を特別損失に計上する見込みであります。

なお、特別損失を折り込んだ当期の業績見通しについては、本日公表の「業績予想の修正に関するお知らせ」をご覧ください。

以上